

# 改正新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(概要)

## 前文

- ・令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあることなどから、新型コロナウイルス感染症対策本部長は緊急事態宣言を行った。
- ・対象地域は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県、期間は1か月。
- ・これまでの施策に加え、不要不急の外出自粛など徹底的な接触機会の低減を行えば、感染を収束の方向に向かわせることも可能。
- ・緊急事態を宣言しても、社会・経済機能への影響を最小限にとどめ、諸外国で行われているようないわゆる「ロックダウン」のような施策は実施しない。

## 一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

- ・感染経路が特定できない感染者が増加し、日常生活でも感染のリスクが生じてきている。感染経路が不明な患者や海外からの輸入症例も増加。さらに、国内の医療提供体制がひっ迫。
- ・いわゆる「三つの密」に加え、人込みや近距離での会話等がリスクと考えられ、ライブハウス、フィットネスジム、医療機関、繁華街の接待を伴う飲食店等におけるクラスターが感染拡大の中心。

## 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ・各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ・サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。

## 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

- (1) 情報提供・共有 : SNS等も利用し地域の感染状況に応じた丁寧な情報発信等。
- (2) サーベイランス・情報収集 : 全数把握の実施、検査体制の強化等。
- (3) まん延防止 : 特措法第45条に基づく外出自粛の要請等による接触機会の低減、クラスター対策等。
- (4) 医療 : 地域ごとに柔軟な医療提供体制を確保等。
- (5) 経済・雇用対策 : 事態の変化に即応した緊急措置等、医療機関等における感染予防対策の徹底等。
- (6) その他 : 人権等への配慮、物資・資材の供給、関係機関との連携の推進、社会機能の維持、緊急事態宣言後のモニタリング。